

第一条 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に於て地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の

2 のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

の規定により国又は地方公共団体の機関に交付する報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当な規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)
第一条 この法律（第一条及び第二条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定（公布の日）

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一五年三月三一日法律第一五号）

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第三十七項の改正規定及び同法附則第四十二項を同法附則第五十項とし、同法附則第四十一項の次に八項を加える改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則第五十二項を同法附則第五十九項とし、同法附則第五十一項の次に七項を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二三日法律第九五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年六月一二日法律第四〇号）

2 第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の
それぞれの法律の規定により國又は地方公共團
體の機關に対し報告、届出 提出その他の手続
された処分等の行為又は申請等の行為とみな
すこととなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律に
よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により
給法附則第五十九項を同法附則第六十六項と
し、同法附則第五十八項の次に七項を加える改
正規定は、平成二十五年十月一日から施行す
る。

2 第一条 この規定による改正後の戦没者等の妻に
対する特別給付金支給法第三条、第四条第一項
及び附則第二項の規定並びに第二条の規定によ
る改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金
支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の
規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一)
(施行期日)抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
においては、当該各規定。以下この条及び次条
において同じ。）の施行前にこの法律による改
正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可
等の処分その他の行為（以下この項において
「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法
律の規定によりされている許可等の申請その他
の行為（以下この項において「申請等の行為」と
いう。）で、この法律の施行の日においてこ
れらの行為に係る行政事務を行うべき者が異な
ることとなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律に
よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により
給法附則第五十九項を同法附則第六十六項と
し、同法附則第五十八項の次に七項を加える改
正規定は、平成二十五年十月一日から施行す
る。

をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

を提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和五年新法」という。）第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかるわざらず、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日（次条第二項において「令和五年新法特例基準日」という。）とし、令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

平成三十年一月一日から令和四年十月一日までの間に旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三条第一項の規定

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条及び附則第四条の規定 平成二十八年十月一日
附 則 (平成二十九年六月二日去津第四五)

明治二十六年六月二十日施行第四号

この法律は、良法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、

第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す。

附則（令和五年三月三一日法律第九〇九号）

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。
一 附則第四条の規定 公布の日

二 第二条及び附則第三条の規定 令和十年四月一日

(第一条の規定による戦没者等の妻に対する特
別給付金支給法の一部(女王二半う賄置))

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定
ニニラ文三前の戦没者等の妻一子一女特別合計
別紙付金支給法の一部改正は併び総述指置

による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定によ

り支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 平成二十五年十月二日から平成二十九年十二月三十一日までの間に旧法第三条第二項から第

六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、第一条の規定による